

《X改革・改善》の記述及び資料等について

【自己点検・自己評価について】

(1) 短期大学では自己点検・評価を、短期大学の運営のなかでどのように位置づけているか。また自己点検・評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述して下さい。また今後、自己点検・評価をどのように実施しようと考えているかについても記述して下さい。

本学の自己点検・評価は、創価女子短期大学学則第1章総則第1条の2において、「1条の目的(本学の教育の目的)を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図る」と規定している。このように、現在の教育の実態が意図された目的に合致するものかどうか、不断に自己点検・評価を行い、教育・研究の改善・改革に活用するために実施している。

①自己点検・評価を実施するための組織



②自己点検・評価を実施するための規程

創価女子短期大学自己点検・評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、創価女子短期大学（以下「本学」という。）学則第1条の2に基づき、本学の自己点検・評価の実施に関する事項を定める。

(対象)

第2条 自己点検・評価の対象は、教育、研究及びその管理運営の各分野とする。

2 自己点検・評価の分野・項目等の具体的な内容は、総合評価委員会が実施の都

度決定する。

(委員会)

第3条 自己点検・評価を実施するために総合評価委員会をおく。

2 総合評価委員会のもとに、次の委員会を置く。

(1) 教学委員会

(2) 管理運営委員会

3 教学委員会のもとに次の検討委員会を置く。

(1) 教務検討委員会

(2) 学生検討委員会

(3) 入試検討委員会

(4) 図書検討委員会

(5) 海外研修検討委員会

(6) 人事検討委員会

(委員会の構成)

第4条 総合評価委員会は、学長を委員長とし、各学科長、本部事務局長、事務長をもって構成する。

2 教学委員会は、学長を委員長とし、各学科長、各学科代表2名、学生部長、教務部長、図書館長をもって構成する。

3 管理運営委員会は、学長を委員長とし、事務長、学生課長、事務室職員1名、教授会の推薦する教員代表1名をもって構成する。

4 各検討委員会の構成は次の通りとする。

(1) 教務検討委員会は教務部長を委員長とし、各学科長、若干名の教務委員、事務長、教務課長をもって構成する。

(2) 学生検討委員会は、学生部長を委員長とし、若干名の学生委員をもって構成する。

(3) 入試検討委員会は、学長を委員長とし、若干名の入試委員をもって構成する。

(4) 図書検討委員会は、図書館長を委員長とし、若干名の図書委員をもって構成する。

(5) 海外研修検討委員会は、学長を委員長とし、若干名の海外研修委員をもって構成する。

(6) 人事検討委員会は、学長を委員長とし、若干名の教員人事委員をもって構成する。

5 各委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(委員会)

第5条 各委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に支障のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

2 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 各委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(任期)

第6条 各委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価委員会の任務)

第7条 総合評価委員会は、自己点検・評価の実施に関する次の事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
- (2) 自己点検・評価の実施に関する規程の作成、改廃
- (3) 自己点検・評価実施の組織単位
- (4) 自己点検・評価の体系(視点・分野・項目)の設定
- (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
- (6) 自己点検・評価の結果の取り扱い
- (7) 自己点検・評価の実施の周期
- (8) その他必要な事項

2 総合評価委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価制度の改善に努める。

3 総合評価委員会は、教学委員会、及び管理運営委員会(以下「教学委員会等」という。)からの報告に基づき、今後の本学の改善・充実等について検討のうえ、定期的に「創価女子短期大学活動報告書」を作成し、教授会に諮り、理事長に報告する。

(教学委員会等の任務)

第8条 教学委員会等は、次の任務を行う。

- (1) 自己点検・評価の実施要領の作成
- (2) 各検討委員会との相互の連絡・調整
- (3) 定められた項目の自己点検・評価

2 教学委員会は、各検討委員会が実施した自己点検・評価結果を検討のうえ教授会の議を経て、総合評価委員会の長に報告する。

(各検討委員会の任務)

第9条 第4条第4項に定める各検討委員会は次の任務を行う。

- (1) 自己点検・評価項目の小項目の設定
- (2) 各検討委員会の運営に関する事項

2 各検討委員会は、定められた項目について自己点検・評価を行い、毎年教学委員会等の長に報告する。

(結果の公表)

第10条 自己点検・評価の結果は、本学ホームページもしくは広報誌で公表する。

(結果の活用)

第11条 各構成員、各機関は、自己点検・評価の結果を積極的に活用して教育研究条件の向上、教育研究組織の充実及び管理運営の改善をはかり、本学の発展に役立てるよう努める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

③今後の自己点検・評価の取組みについて

本学の教職員は、これまでに改革・改善について、不断に取り組んできた自負がある。そのための労力と時間はかなりの量に達するものと思う。これまでは、その改革・改善の検証を個々に実施し、更なる改革につなげてきた。

今後は、それを更に外部評価や第三者評価を受けることにより、改革・改善の努力が社会的に認知され、評価される方向で努力することが肝要であると感じる。そのためにも自己点検・評価を今後更に積極的に実施したい。

(2)過去3ヶ年(平成16年度～18年度)の自己点検・評価報告書の発行状況を記述して下さい。またその報告書の配布先の概要を記述してください。なお過去3ヶ年(平成16年度～18年度)にまとめられた自己点検・評価報告書を訪問調査の際にご準備下さい。

本学の自己点検・評価報告書は、「創価女子短期大学自己点検・評価実施規程」7条3により、4年毎に作成してきた。すなわち、平成9年度(1997年度)の『創価女子短期大学活動報告書―第1回自己点検・評価―』(参X-1)として平成10年5月に、平成13年度(2001年度)の『創価女子短期大学活動報告書―第2回自己点検・評価―』(参X-1)として平成14年6月に発行し、日短協所属の短大等に配布した。

平成19年度の第三者評価の実施を鑑みて、本来の平成17年度(2005年度)の報告書の作成を1年延長し、平成18年度(2006年度)の報告書作成に振り替えた。したがって、過去3ヶ年では、自己点検・評価報告書を作成していない。

【自己点検・評価の教職員の関与と活用について】

(1)平成18年度までに行った自己点検・評価に関わった教職員の範囲を記述して下さい。また今後、どのような教職員の関わり方が望ましいと考えているかを記述して下さい。

教学委員会(委員長:学長、委員:各科長(現学科長)・各科代表2名・学生部長・図書館長)の下に設置された各検討委員会(教務・学生・入試・図書・海外研修・人事)において、全学的な取組みとして、実施された。この各検討委員会は、通常の業務の各委員会の委員長・各委員・担当職員と原則的に、同一である。教務部長を委員長とする教務検討委員会だけは、各科長および事務長・教務課長が委員として参加している。各検討委員会の運営には、教員、担当職員および担当課長が全面的に協力してきた。

短大管理上の自己点検については、管理運営委員会（委員長：学長、委員：短大事務長・学生課長・職員代表 1・教員代表 1）でなされた。

今後も全教職員が余すところ無く積極的に関わり、教学委員会の各検討委員会と連携を密にして、全学的な観点から一層の検討を加えることが望ましいとおもわれる。

(2)平成 18 年度までに行った自己点検・評価結果の活用についてその実績を記述して下さい。また今後、自己点検・評価の結果をどのように活用しようと考えているかについても記述して下さい。

これらの自己点検・評価結果を受けて、特に「社会に有為な女性リーダーの育成」という点から、専門教育だけでなく実務教育も重視するカリキュラムの検討がなされてきた。さらに、今後の社会的ニーズを視野に入れた学科名の変更とそれに応じた新規のカリキュラムなどが 2001 年 4 月から検討され、効果的な教育システムを作り上げることができた。そして、2003 年 4 月に学科名の変更まで漕ぎ着けた。

さらに、従来より改善をすすめてきた各種資格試験の取得と実践的な英語教育にも力をいれ、その成果が平成 17 年度（学生の資格取得への総合支援システム）・平成 18 年度（体験学習を生かした実践的英語教育の取組）と 2 年連続して文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」として採択されたことはその成果を物語っている。

自己点検評価報告書でも、授業改善のための取り組みは重要課題としてあげており、1996 年後期より授業アンケートが実施され、2006 年より短大教員同士による授業見学会を行うに至っている。こうしたことにより、教員の授業への改善意識も高まりつつあり、さらなる取り組みも検討したいと考えている。

また、短大そのものが編入を含めた高等教育のファーストステージとしての位置づけも必要になってきている。そこで、編入学ガイダンスを積極的に開催し編入（とくに創価大学）を希望する学生に対する丁寧な対応をするなど実績も着実に伸びている。さらに就職も依然重要な進路としてキャリアガイダンスの実施など、就職支援の体制を充実させ、毎年希望者のほぼ 100%の決定という実績をあげることができた。

以上のような努力と、在学生・卒業生などの協力により減少するとみられた受験生も増加し、一定の成果を挙げることができた。

今後は自己点検・評価を教員のさらなる意識変革に活用しながら一層の発展を遂げられるよう教職学一体となって努力することが必要とおもわれる。

【相互評価や外部評価について】

(1)平成 18 年度までに行った相互評価及び外部評価の概要を示し、評価結果の活用についてその実績を記述して下さい。

平成 18 年度までに、相互評価及び外部評価は行っていない。

(2)相互評価や外部評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述して下さい。
また今後、相互評価や外部評価をどのように実施しようと考えているかについても記述して下さい。

従来の「創価女子短期大学自己点検・評価実施規程」を時代の要請にこたえるよう更に洗練して、外部評価と第三者評価を盛り込んだ規程に改変する予定である。
相互評価および外部評価は、当面実施する予定はない。

【第三者評価（認証評価）について】

(1)第三者評価を実施するための学内組織の概要を記述して下さい。

既出の自己点検・評価の組織を活用して、第三者評価（認証評価）のための自己・点検評価を実施した。この実施組織は、全教職員が様々な立場から係っているので、改革・改善の全学的取組みが期待できる。

(2)第三者評価にあたって短期大学の決意を述べて下さい。理事長、学長、各部門の長及びALO（第三者評価連絡調整責任者）がそれぞれ記述されても結構です。

第三者評価に際しては、学外部の第三者による評価が行われることで、緊張感があり、従来の自己・点検に増して、全教職員の取組みへの意気込みの強さを感じる。これを契機に、更なる本学の発展を期している。【ALO 記述】

【特記事項について】

(1)この《X 改革・改善》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、例えば評価に関する教職員への研修の実施等、当該短期大学が改革・改善について努力していることがあれば記述して下さい。

短期大学基準協会や日短協が主催する研修会などには、教職員が必ず出席し理解を深めている。

それぞれの各種会議では、通常業務の検討のほかに、「学生のための短大」として如何に改革・改善すべきかが話題になる。その際、日短協などが主催した研修会に参加した教職員から研修内容を披瀝してもらい、知識を共有し、日々の改革・改善に役立てている。

(2)特別の事由や事情があり、評価項目や評価の観点が求めることが実現（達成）できないときはその事由や事情を記述して下さい。

特になし

- 〈参考資料〉
1. 過去3ヶ年にまとめられた自己点検・評価報告書
 2. 相互評価、外部評価の実施についての規程等
 3. 第三者評価の実施についての規程等